

東京都立大島高等学校校則

第一章 総則

第一条 本校は学校教育法に基づき、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び農業・家庭に関する専門教育を施すことを目的とする。

第二条 本校には、全日制の課程のほか、定時制の課程を併置する。

第三条 全日制課程には普通科、農林・家政科を、定時制課程には普通科を置く。

第四条 修業年限は、全日制課程は3年、定時制課程は4年とする。ただし、定時制課程における三年修了制度にかかる取扱いは別に定める。

第二章 編成

第五条 全日制課程及び定時制課程の生徒定員は、次のとおりとする。

＜全日制＞	普通科	6学級	240名
	農林・家政科	3学級	105名
＜定時制＞	普通科	4学級	120名

第六条 本校には、関係諸法規の定めるところにより、必要な教職員を置く。

第三章 学期

第七条 学期は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第八条 休業日は次のとおりとする。

- 一 国の定める休日
- 二 勤務を要しない日
- 三 夏季・冬季・春季休業日、その他教育委員会が定める日
- 四 開校記念日（2月9日）及び都民の日（10月1日）

第九条 全日制課程及び定時制課程の授業開始時刻は、それぞれ次のとおりとする。

＜全日制＞	午前8時30分
＜定時制＞	午後5時30分

第四章 教育課程

第十条 学校は、法にかかげる教育目標を達成するために、適正な教育課程を編成する。

第十一条 全日制課程及び定時制課程の教育課程は、別に定める。

第五章 修了及び卒業の認定

第十二条 卒業に必要な修得単位数は、それぞれ次のとおりとする。また、出席すべき日数の3分の2以上出席すること。

＜全日制＞	普通科	82 単位
	農林科	85 単位（ただし、すべての専門科目を含む）
	家政科	82 単位（ただし、すべての専門科目を含む）
＜定時制＞	普通科	74 単位

第十三条 所定の課程を修了したと認められる者には、卒業証書を授与する。

第六章 入学・退学・休学・留学及び転学

第十四条 本校に入学できる者は、次のとおりとする。

- 一 中学校若しくはこれに準じる学校の卒業生
- 二 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 三 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者

第十五条 入学の時期は、毎学年始めとする。ただし、転学・編入学の場合はこの限りではない。

第十六条 入学許可は、東京都教育委員会の定めるところによる。

第十七条 入学を許可された者は、指定の日までに、所定の入学手続きを完了しなければならない。

第十八条 保護者又は身元引受人は、生徒の保護に責任を負うものとする。

第十九条 転学若しくは退学を希望するときは、その事由を詳記し、保護者署名・捺印の上、学級担任の副申書を添えて、学校長に提出しなければならない。

第二十条 学校長は、復学の意志が明白にあり、次に掲げる理由があるときは、休学を許可することがある。

- 一 心身の故障のため、3ヶ月以上の休養を要すると認められるとき
- 二 その他特別な理由により引き続き3ヶ月以上欠席しており、なお引き続き3ヶ月以上出席が困難と認められるとき

第七章 賞罰

第二十一条 皆勤・精勤した者、成績優秀な者又は善行ある者は、褒賞することがある。

第二十二条 学校は、教育上必要と認めるときは、生徒に対して次に掲げる懲戒を行うことがある。

- 一 退学
- 二 停学
- 三 訓告
- 四 訓戒
- 五 その他、謹慎等

第二十三条 学校は、次に掲げる事項に該当する者に、退学を命じることがある。

- 一 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当な理由がなく、出席状態が悪い者
- 四 学校の秩序を乱したり、生徒としての本分に反した者

第二十四条 校有物を正当な理由なく破損・亡失したときは、現品若しくは金品をもって賠償させることがある。

第八章 授業料等

第二十五条 授業料は、指定された期日までに納入しなければならない。

第二十六条 授業料を納入しない者には、退学を命じることがある。

第二十七条 授業料等は、東京都立学校の授業料等徴収条例及び同施行規則の定めるところによる。

附則

- 1 この校則は、平成30年4月1日から施行する。